



苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）

苫小牧市

はじめに

男女が、その人権を尊重され、自らの意思によって仕事、家庭、地域生活など多様な活動のあらゆる分野において、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女平等参画社会の実現は21世紀の重要な課題です。

苫小牧市では、平成13年に「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し、市民一人ひとりが社会で調和のとれた生活を送るために、男女が社会の対等なパートナーとして認め合い、共に社会を支えていくことが重要であるとの視点に立ち、社会のあらゆる分野への男女の参画促進、働く環境の整備や健康で生き生き暮らせる環境整備の施策を推進して参りました。

この間、国においては、平成17年に第2次の男女共同参画基本計画が策定され、また、男女共同参画の推進に関連する法令や制度等の整備が進められたところ です。

苫小牧市においても、男女平等参画の推進を積極的に取り組む意思を明らかにするため、平成17年9月に苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会から答申された「提言書」に基づき、基本理念、市、市民、事業者の責務、施策の基本的な事項等を定めた苫小牧市男女平等参画推進条例を制定し、平成19年4月から施行しました。

男女平等参画は、国の基本法の基本理念を踏まえた男女の人権尊重、能力発揮のための施策であるとともに、少子化等の進展へ対応する多様性を高める施策であり、男女平等参画の推進がワーク・ライフ・バランスの進展においても欠かすことができないものと考えております。

このたび、「とまこまい男女共同参画プラン21」の計画期間の終了に伴い、これまでのプラン21に係る取り組みの成果と課題を踏まえながら、条例の基本理念に基づいた苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）を策定いたしました。

今後、苫小牧市民の一人ひとりが豊かで活力ある男女平等参画社会の実現に向けて、さらなる取り組みを進めて参りたいと考えております。

本計画の策定にあたりご尽力を賜りました苫小牧市男女平等参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成21年1月

苫小牧市長 岩倉博文

目次

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の経過と背景	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の性格	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の基本理念と基本目標	5
6. 計画の体系	7

II 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革	9
男女平等参画の啓発の推進	9
男女平等参画の視点にたった教育の推進	12
性の尊重など男女の人権について認識の浸透	14
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進	18
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	18
男女の家庭生活と他の活動との両立支援	21
就労などにおける男女平等の確保	23
地域社会への男女平等参画の促進	25
基本目標Ⅲ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	27
生涯にわたる健康づくりの推進	27
高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	28

III 総合的な推進

参考資料

・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	33
・男女共同参画社会基本法	34
・苫小牧市男女平等参画推進条例	39
・苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）策定の経緯	43
・苫小牧市男女平等参画審議会委員名簿	43
・男女平等参画行政関係年表	44

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の経過と背景
2. 計画の目的
3. 計画の性格
4. 計画の期間
5. 計画の基本理念と基本目標
6. 計画の体系

1. 計画策定の経過と背景

【世界の動き】

国際連合は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年のメキシコシティで開催された国際婦人年世界会議において、平等・開発・平和の3つの目標の実現を目的とした「世界行動計画」を採択しました。続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年を「国連婦人の10年」と定め、女性の地位向上を図るための行動が世界的規模で始まり大きな進展をもたらすことになりました。

1979年（昭和54年）には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。また、1995年（平成7年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領には、各国が取り組むべき優先行動分野が示されました。

さらに、2000年（平成12年）には、ニューヨークにおいて、女性2000年会議と題した国連特別総会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」を再確認する「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。その後、2005年（平成17年）に「第4回世界女性会議」から10年目を記念してニューヨークにおいて「第49回国連婦人の地位委員会」（北京+10）が開催され、一層の取り組みを国際社会に求めました。

【国内の動き】

戦後の婦人参政権の実現と、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法における男女平等の明記が、日本の女性の地位向上の大きな転機となりました。

その後の国際的な動きに対応して、1975年（昭和50年）に国内本部機構として婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定しました。以降、1985年（昭和60年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女平等に関する法や制度の整備が大きく前進しました。

1999年（平成11年）6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を施行し、2000年（平成12年）には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、2005年（平成17年）には、2020年（平成32年）までを見通した長期的な政策の方向性を示した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

北海道においては、「北海道婦人行動計画」、「北海道女性の自立プラン」、「北海道男女共同プラン」と計画を策定し、施策を推進してきました。2001年（平成13年）には、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、この条例に基づく基本計画として、2002年（平成14年）に「北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。2008年（平成20年）に、この計画の期間終了に伴い、これまでの取り組みの成果を踏まえ、「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、施策に取り組んでいます。

【苫小牧市の動き】

苫小牧市は、1991年（平成3年）「苫小牧市女性活動計画～男女がつくる社会を目指して～」を策定し、「女性の自立と男女平等意識の高揚」「女性の健康と福祉の充実」「女性の社会参加」の3つの柱を

定め施策を進めました。

2000年（平成12年）には、女性センターに男女共同参画推進事業を統括する女性政策課を新設し、翌2001年（平成13年）に「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し施策を進めてきました。

さらに、2005年（平成17年）には、男女共同参画推進条例の制定に向けて、苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会を設置し、同年、「苫小牧市男女共同参画推進条例（仮称）制定に向けた提言」の答申を受けました。翌2006年（平成18年）12月「苫小牧市男女平等参画推進条例」を公布し、2007年（平成19年）4月1日施行しました。

条例では、積極的に取り組む意思を明らかにし、基本理念、市、市民、事業者の責務、施策の基本的事項と市長の附属機関として苫小牧市男女平等参画審議会の設置を定めました。

2. 計画の目的

この計画は、苫小牧市がさらに活力あふれる未来へとつながるために、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現に向けて、市が取り組む施策の基本的な考え方や方向を示し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

3. 計画の性格

- この計画は、苫小牧市男女平等参画推進条例第8条の規定に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本になるものです。
- 「とまこまい男女共同参画プラン21」を見直した2次の計画です。
- 苫小牧市総合計画の個別の計画として策定するもので、本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

4. 計画の期間

平成20年度（平成21年1月策定）から平成29年度までの10年間とします。なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討します。

5. 計画の基本理念と基本目標

苫小牧市男女平等参画推進条例において、男女平等参画を推進するため、次の6つの基本理念を定めています。

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への平等参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康への配慮
- 6 国際社会における取り組みへの配慮

これらの基本理念を踏まえて、苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）では、3つの基本目標を設定し、その基本目標に沿って施策を進めます。

基本目標

- I 男女平等参画の意識改革
- II あらゆる分野への男女平等参画の推進
- III 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

基本目標 I 男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等参画意識の醸成を図るための啓発を進めます。

あらゆる教育の場で、男女平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点に立った教育と学習の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しくおびやかす行為として根絶を目指します。

推進の方向

- ・男女平等参画の啓発の推進
- ・男女平等参画の視点に立った教育の推進
- ・性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

基本目標 II あらゆる分野への男女平等参画の推進

男女平等参画社会は、男女が対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い成果を分かち合う社会です。

このため、まちづくりについて男女双方の意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、男女がともに家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるよう支援し、さまざまな分野の男女平等参画の推進を図ります。

推進の方向

- ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・男女の家庭生活と他の活動との両立支援
- ・就労等における男女平等の確保
- ・地域社会への男女平等参画の促進

基本目標Ⅲ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

男女が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことは、市民すべての願いです。男女がお互いの身体的特徴を理解し、思いやりをもった健康づくりを進めます。

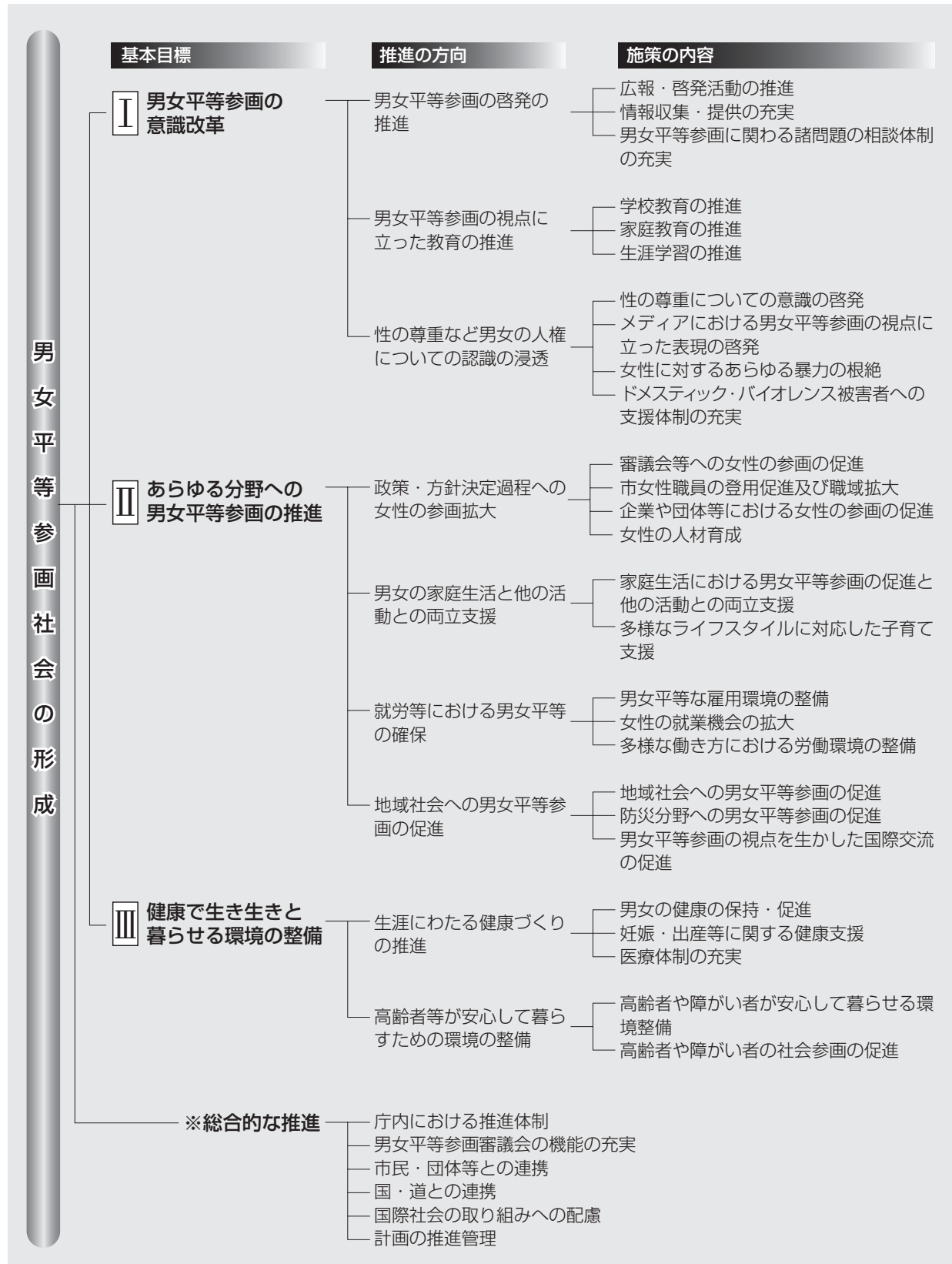
特に女性は、妊娠・出産など特有の機能により生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから主体的に健康管理ができるよう支援します。

また、高齢者や障がいのある男女が、生きがいをもって社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するよう努め、高齢化社会に対応した男女平等参画の推進を図ります。

推進の方向

- ・生涯にわたる健康づくりの推進
- ・高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

6. 計画の体系



Ⅱ 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進
- 基本目標Ⅲ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

基本目標Ⅰ

男女平等参画の意識改革

推進の方向 男女平等参画の啓発の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例において、「男女平等参画」を、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいうと定義しています。

「男女が、社会で対等な立場にあるか」に関して、平成19年2月に実施した男女平等参画に関する市民意識調査では、学校教育の場で男女平等と答えた人が半数を超えたほかは、男女の平等感は低いという結果になっています。(参考図表1)

これまでも男女平等参画の推進は着実に進められてきましたが、性別による固定的役割分担意識は依然として根強く残っています。(参考図表2)

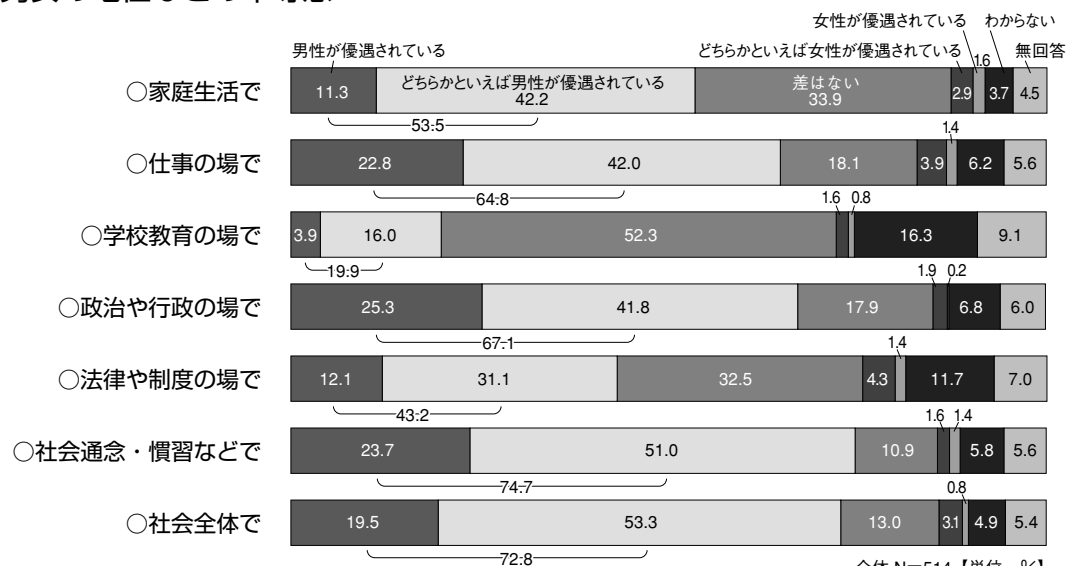
この性別による固定的役割分担意識はさまざまな分野への男女の参画を阻むおそれがあり、多様な生き方を選択するうえで妨げとなるものです。

女性も男性も性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できることが重要であり、男女平等参画社会の実現の必要性を理解し、意識改革がされるよう啓発を進めなければなりません。

参考図表

1

男女の地位などの平等感

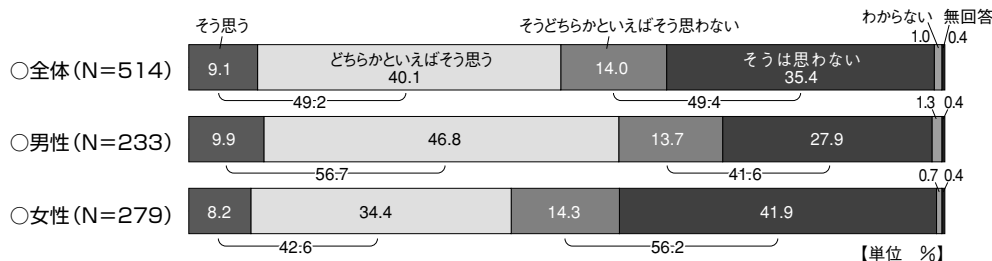


※平成19年2月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民部女性政策課)

参考図表

2

役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」の考え方について



※平成19年2月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民部女性政策課)

■ 広報・啓発活動の推進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

第10条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。	企画調整部 市民部
(2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。	市民部
(3) ジェンダーの視点による社会制度・慣行の見直しの啓発 性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながる場合がある*ジェンダーを意識することにより、社会制度や慣行が見直しされるよう、社会的醸成を図ります。	市民部
(4) 学習団体育成、活動団体の支援 市民が主体となって行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。	市民部 スポーツ生涯学習部
(5) 男女平等参画宣言 男女平等参画社会の実現に向けて気運の醸成を図るための男女平等参画宣言を検討します。	市民部

※ジェンダー

生物学的性別の男性、女性ではなく、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー「社会的性別」といいます。ジェンダー自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的に使われています。

主な事業

- (1) 広報とまごまいと市ホームページによる情報発信 …………… (企画調整部広報広聴課)
- 苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行 …………… (市民部女性政策課)
- (2)(3) 男女平等参画講演会・講座の開催 …………… (市民部女性政策課)
- (4) 苫小牧市女性団体学習活動援助事業 …………… (市民部女性政策課)
- 苫小牧男女平等参画推進協議会支援 …………… (市民部女性政策課)
- 苫小牧市婦人団体連絡協議会支援 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)

■ 情報収集・提供の充実

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第12条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 男女平等参画関連の情報収集と提供 女性センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。	市民部
(2) 各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。	市民部 経済部

主 な 事 業

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 女性センター図書資料室の充実 | （市民部女性政策課） |
| (2) 男女平等参画に関する市民意識調査 | （市民部女性政策課） |
| 苫小牧市労働基本調査 | （経済部工業労政課） |

■ 男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第18条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

施策の内容	担当部署
相談・苦情処理 男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。	市民部

主 な 事 業

- | | |
|------------------|------------|
| 男女平等参画に関する苦情申出制度 | （市民部女性政策課） |
|------------------|------------|

推進の方向 男女平等参画の視点に立った教育の推進

依然として残る固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて形成されており急激な解消は難しいといえます。しかしながら男女平等参画の意識も、人間形成のさまざまな段階を通して徐々に培われるものです。そのため教育の役割が大きく、家庭、学校、地域社会などさまざまな場における男女平等参画の視点に立った教育を着実に進めていくことが重要です。

学校教育の推進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。
(3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長を図る教育を推進します。	学校教育部
(2) 家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。	学校教育部
(3) いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。	学校教育部
(4) 教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。	学校教育部
(5) 学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。	学校教育部

主な事業

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 「道徳」や「特別活動」における男女平等・相互理解教育の推進 | （学校教育部指導室） |
| (2) 家庭科教育の実施 | （学校教育部指導室） |
| (3) いじめ問題等対策協議会の開催 | （学校教育部指導室） |
| (4) 教材や題材に配慮した「道徳」や「特別活動」の指導 | （学校教育部指導室） |
| (5) 職員研修の実施 | （学校教育部指導室） |

家庭教育の推進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部
(2) 家庭責任を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の家庭管理能力を高める学習機会の充実に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部

主な事業

- (1) 家庭教育相談の実施 …………… (スポーツ生涯学習部青少年課)
 父親・母親のための家庭教育学習会の開催 …………… (スポーツ生涯学習部青少年課)
 家庭教育講演会・地域懇談会の開催 …………… (スポーツ生涯学習部青少年課)
- (2) 家庭生活に関する講座の開催 …………… (市民部女性政策課)

生涯学習の推進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部
(2) 公共施設の連携や関係機関の協力 生涯学習を実施する公共施設相互の連携を図り、高等教育機関・民間団体等の協力を得ながら学習機会・内容の充実に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部
(3) 女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通して身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部
(4) 学習施設の拡充・整備 市民の多様な学習活動のため、学習施設の拡充・整備に努めます。	市民部 スポーツ生涯学習部
(5) 生涯学習情報の一元化と相談体制の充実 生涯学習について、市民が情報を取得しやすいように情報の一元化を図ります。また、生涯学習に関する相談体制の充実に努めます。	スポーツ生涯学習部
(6) 学習資料の収集・提供 男女平等参画に関する学習資料の収集・提供に努めます。	市民部

主な事業

- (1) 生涯学習施設における講座・教室の開催 …………… (市民部、スポーツ生涯学習部施設)
出前講座の実施 …………… (関係部署)
- (2) 大学等高等教育機関・道民カレッジ等の学習情報提供 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
生涯学習事業担当者会議の開催 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
- (3) 「女性のエンパワーメント講座」、女性団体と連携した「市民塾」の開催
…………… (市民部女性政策課、スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
サークル活動支援 …………… (市民部女性政策課)
- (4) 教育・文化活動学校開放事業 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
- (5) 生涯学習だよりの発行 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
サークルガイド作成 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
生涯学習推進アドバイザーの配置 …………… (スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)
- (6) 学習ビデオ等の貸出し …………… (市民部女性政策課)

推進の方向 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。

現在の情報化社会でメディアがもたらす情報の中には、固定的な性別役割分担意識をイメージするものや男女の人権を阻害するもの、青少年の健全育成に影響を及ぼすものなどがあります。

情報の発信には社会的な影響に配慮することが求められます。

*ドメスティック・バイオレンスや*セクシュアル・ハラスメントなどの問題は、被害者の多くが女性であり、女性の人権侵害としてとらえられています。これらの女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や経済的な格差、上下関係など社会状況を反映した構造的問題が要因といえます。

苫小牧市は、ドメスティック・バイオレンスの相談が非常に多い地域です。(参考図表3)

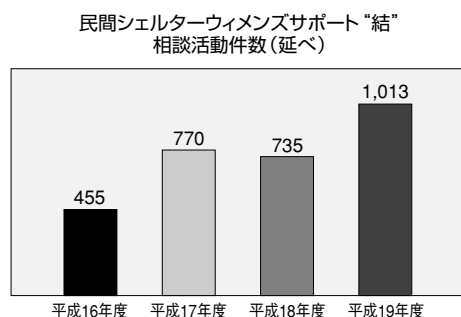
ドメスティック・バイオレンスは、家庭内で起きる問題であるため潜在化しており、まだ、多く被害を受けている女性がいると考えられ、被害者の支援が急務となっています。

女性へのあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進し、男女の人権尊重の認識が図られるよう努めます。

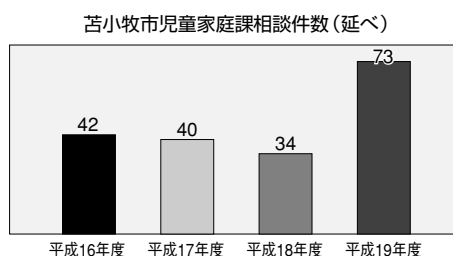
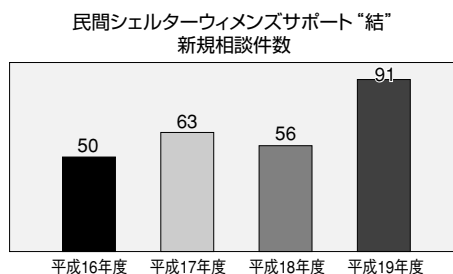
参考図表

3

「配偶者からの暴力」相談



※相談活動
新規相談のほか、シェルター入居、警察や裁判所などへの同行支援、自立支援、生活サポートなどを含む



※保健福祉部児童家庭課資料、民間シェルター資料から

性の尊重についての意識の啓発

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。	学校教育部
(2) 性の尊重や母性保護への理解 性の尊重や母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。	市民部 保健福祉部
(3) 青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。	スポーツ生涯学習部
(4) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透 女性の人権の視点から*リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透を図ります。	市民部 保健福祉部

※ドメスティック・バイオレンス

苫小牧市男女平等参画推進条例では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいうと定義し、配偶者には事実婚や元配偶者も含まれ、暴力は身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント

苫小牧市男女平等参画推進条例では、性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいうと定義しています。相手の意に反した、性的な言動や身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを広めること、わいせつな写真を掲示などが含まれます。特に雇用の場では、その行為の対応で仕事上の不利益を与えたり就業環境を悪化させることとなります。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳しています。妊娠・出産・中絶などに関わる女性の健康を重視し、出産の決定や安心な妊娠・出産など、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守る権利をいいます。

主な事業

- (1) 外部人材の招聘による性教育の実施 (学校教育部指導室)
- (2) 健康講話、性教育協議会への参加 (保健福祉部健康管理課)
- (3) 広報誌発行事業「育てよう青少年を健やかに」、「少年指導センターだより」の発行
..... (スポーツ生涯学習部青少年課)
- 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育・啓発活動 (スポーツ生涯学習部青少年課)
- 「こどもを守り心を育てる強調月間」の取り組み (スポーツ生涯学習部青少年課)
- 非行の未然防止・早期発見・早期支援のための巡回活動 (スポーツ生涯学習部青少年課)
- 関係団体との情報交換 (スポーツ生涯学習部青少年課)
- 「子どもSOSの家」普及運動、「子どもSOSカー運動」 (スポーツ生涯学習部青少年課)

■メディアにおける男女平等参画の視点に立った表現の啓発

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第7条2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は男女であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。	関係部
(2) 人権を尊重したメディア表現の啓発・普及 メディアにおける表現が、男女平等参画の視点に配慮され、暴力や性差別、性の商品化を助長する表現にならないよう啓発に努めます。	市民部

主な事業

- (1) 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」（北海道発行）の活用 ……………（関係部署）
 (2) 情報誌等による啓発活動 ……………（市民部女性政策課）

■女性に対するあらゆる暴力の根絶

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）
- (3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為

施策の内容	担当部署
(1) 女性に対する暴力に関する広報活動と関係法の周知 女性に対するあらゆる暴力が犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、積極的に広報活動を行い、配偶者暴力防止法などの法律の周知に努めます。	市民部 保健福祉部
(2) 民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	市民部 保健福祉部
(3) セクシュアル・ハラスメントなどの根絶 セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、女性の人権を侵す行為の根絶に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。	市民部 保健福祉部
(4) 女性の人権に関する情報収集・提供 女性に対する暴力など女性の人権に関し、関係機関からの情報収集と提供に努めます。	市民部

主な事業

- (1) 民間団体と連携した人権講演会の開催 (市民部女性政策課)
- (2) 民間シェルターへの財政支援 (市民部女性政策課)
- (3) 「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」の配布 (市民部女性政策課)
- (4) 女性の人権に関する図書やビデオ等の貸出し (市民部女性政策課)

■ ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実

施策の内容	担当部署
(1) 専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	市民部 保健福祉部
(2) 関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。	市民部 保健福祉部
(3) 相談における2次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に2次被害が生じないよう配慮に努めます。	関係部

主な事業

- (1) 専用相談電話の設置 (保健福祉部児童家庭課)
- (2) 関係機関連絡会議 (市民部女性政策課)
- (3) 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引」の活用 (関係部署)

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への男女平等参画の推進

推進の方向 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女平等参画社会は、社会を構成する男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会です。さまざまな分野において、政策や方針決定に女性が参画し、意見や考え方を反映させることが重要です。

市の審議会等の女性委員の比率は、平成19年4月現在25.6%となっており、前計画「とまこまい男女共同参画プラン21」において目標とした30%には至っていない現状にあります。(参考図表4)

また、男女平等参画に関する市民意識調査では、「女性の意見が政治や行政にどの程度反映されているか」について、反映されていないと答えた女性が多い結果となっています。(参考図表5)

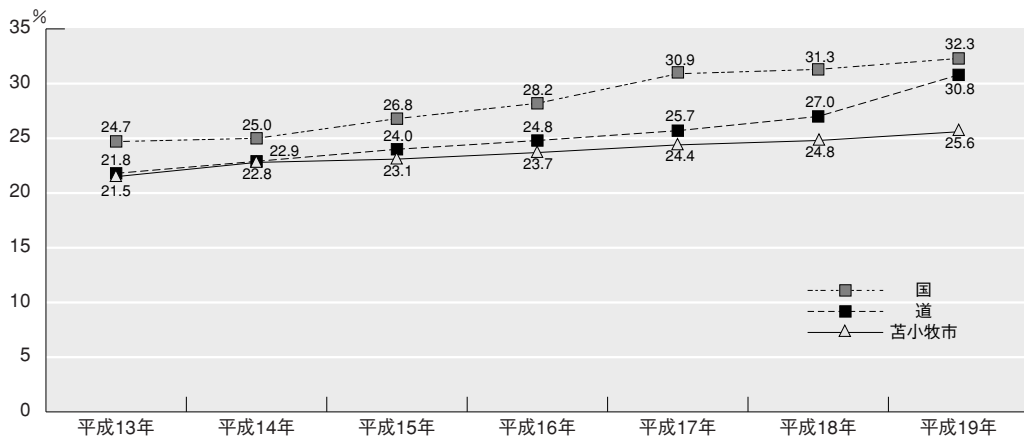
市民一人ひとりの生活に密接に関わるまちづくりに男女が共に参画するために、積極的に女性の登用を図る必要があります。

また、女性がさまざまな分野で、責任ある地位に就くことや、重要な役割を担うことを促進し、そのための人材育成が必要です。

参考図表

4

審議会における女性委員の参画状況

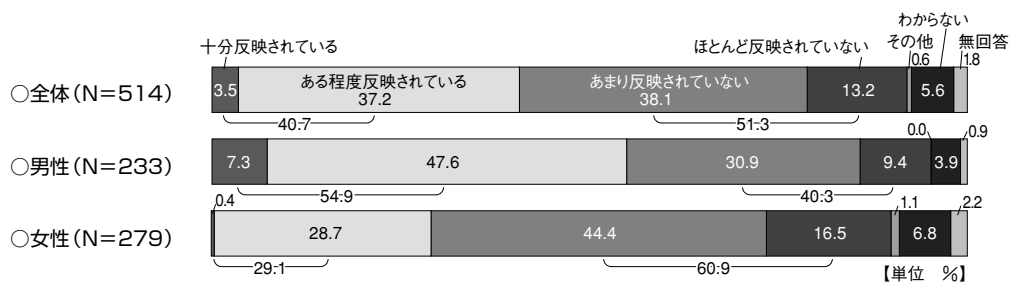


※資料出所/国：内閣府各年9月現在
道：環境生活部各年6月1日現在
市：総務部人事課各年4月1日現在

参考図表

5

「女性の意見が政治や行政にどの程度反映されているか」について



※平成19年2月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民部女性政策課)

■ 審議会等への女性の参画の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。	関係部
(2) 団体への女性委員の要請 審議会等に委員を推薦している団体に対し、委員の男女の構成を配慮し必要に応じて女性委員の推薦を要請します。	関係部
(3) 公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。	関係部

目標数値

市の審議会等の女性委員の割合	平成24年度まで	平成29年度まで
	30%	35%

主な事業

(1) (2) (3) 各種審議会・委員会等の運営事業 …………… (関係部署)

■ 市女性職員の登用促進及び職域拡大

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。	総務部

主な事業

人事異動 …………… (総務部人事課)
民間企業等経験者採用試験 …………… (総務部人事課)
新採用試験 …………… (総務部人事課)

■企業や団体等における女性の参画の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部署
(1) 企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。	市民部
(2) 女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。	市民部 経済部

主な事業

- (1) 企業等への広報啓発 …………… (市民部女性政策課)
 (2) 労働基本調査の実施 …………… (経済部工業労政課)

■女性の人材育成

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 人材育成の取り組み さまざまな分野で女性が参画するために、*エンパワーメントの学習会の開催などの取り組みを行います。	市民部 スポーツ生涯学習部
(2) 人材情報の収集 市の審議会等への女性の登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	関係部

※エンパワーメント

「力をつけること」をいい、女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的に自己決定力を身につけて力を持った存在となることを意味します。

主な事業

- (1) 「女性のためのエンパワーメント講座」「市民塾」等の開催
 …………… (市民部女性政策課、スポーツ生涯学習部生涯学習主幹)

推進の方向 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

家事や子育て、介護など家庭生活における責任は、男女がお互いを尊重し協力して担うべきものです。しかし、就労している女性を含めその責任の多くを女性が担っている現状にあります。

男性も、職場優先の社会風土のもと、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境にはなっていない現状にあります。

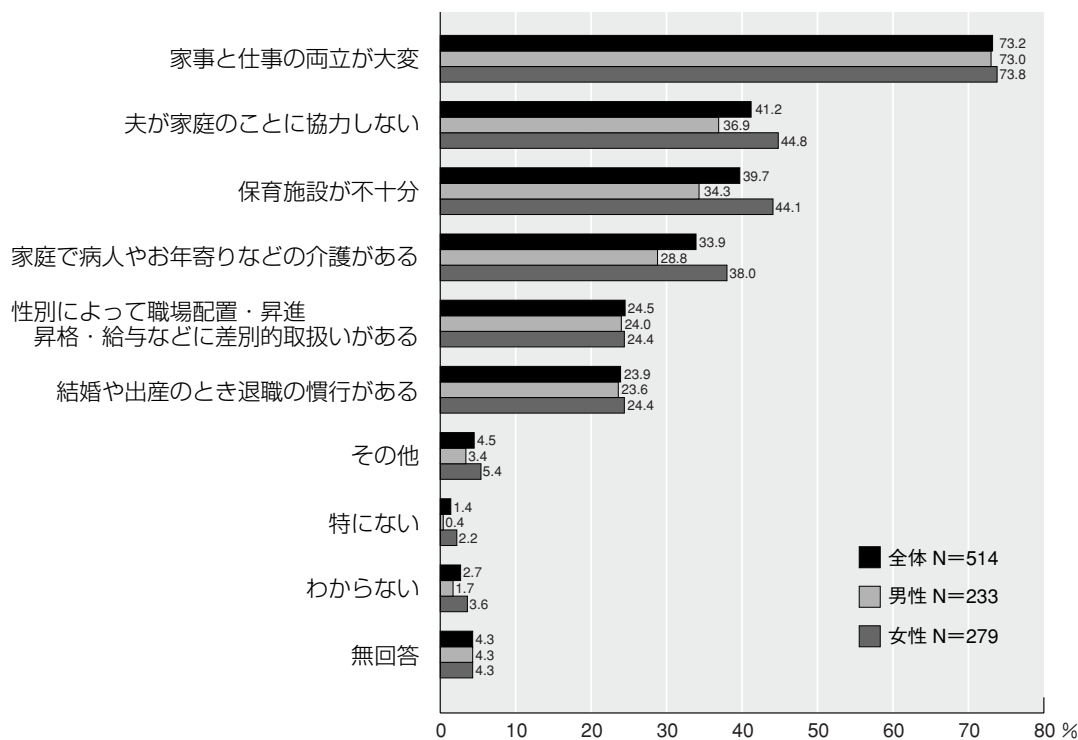
男女平等参画に関する意識調査においても、「女性が仕事を続けていくなかで障害になっていることは」の質問に、「家事と仕事の両立が大変」が70%を超えており、「夫の家事協力がいないこと」も多い結果となっています。（参考図表6）

女性にとっても男性にとっても多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備が必要です。

参考図表

6

「女性が仕事を続けていくなかで、障害となっていると思われること」について
(複数回答)



※平成19年2月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民部女性政策課)

家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援

〈苫小牧市男女平等参画推進条例〉

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容

(1) 家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援
家事・育児・介護等家庭生活における男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに、男女が家庭生活と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。

担当部署

市民部

(2) 出産・育児に関する学習機会の充実
これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。

保健福祉部

(3) 男性の職場中心の意識やライフスタイルの見直し
男性が仕事と家庭生活の調和をとりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。

市民部
経済部**主な事業**

- (1) 家庭生活に関する講座の開催 …………… (市民部女性政策課)
家庭と仕事等の両立に関する支援制度の周知 …………… (市民部女性政策課)
(2) パパママ教室の実施 …………… (保健福祉部健康管理課)

多様なライフスタイルに対応した子育て支援**《苫小牧市男女平等参画推進条例》**

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。	保健福祉部
(2) 子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。	保健福祉部 スポーツ生涯学習部
(3) 市立幼稚園の役割の推進 市立幼稚園においては、地域の幼児教育センター的な役割の推進に努めます。	学校教育部
(4) 子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。	保健福祉部
(5) ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	保健福祉部
(6) 障がいのある子どもに関する相談・指導体制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。	保健福祉部
(7) 児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。	保健福祉部

主な事業

- (1) 一時保育、休日保育事業、延長保育事業 …………… (保健福祉部児童家庭課)
ファミリーサポートセンター事業 …………… (保健福祉部児童家庭課)
- (2) 子育て支援センター事業 …………… (保健福祉部児童家庭課)
児童館・児童センターの運営 …………… (スポーツ生涯学習部青少年課)
- (3) 市立幼稚園子育て支援教室、子育て相談 …………… (市立はなぞの幼稚園)
- (4) 赤ちゃん教室の実施(2か月・7か月・12か月児コース) …………… (保健福祉部健康管理課)
子育てサロンの開設 …………… (保健福祉部健康管理課)
- (5) 母子家庭自立支援給付、母子寡婦福祉資金、母子家庭等児童入学援助金、児童扶養手当
…………… (保健福祉部児童家庭課)
- (6) おおぞら園における療育指導 …………… (保健福祉部心身障害者福祉センター)
- (7) 生後4か月までの全戸訪問事業の実施 …………… (保健福祉部健康管理課)
苫小牧市要保護児童対策地域協議会運営 …………… (保健福祉部児童家庭課)

推進の方向 就労等における男女平等の確保

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、働く環境に関し制度面では整備がされてきました。女性の就労については、M字カーブといわれ子育てが一段落した後、再就職する傾向がありますが、家事や育児等の負担が大きい年代の30代で50%を超える就労率になっており、各年代でも就労率は徐々に上がっています。(参考図表7)

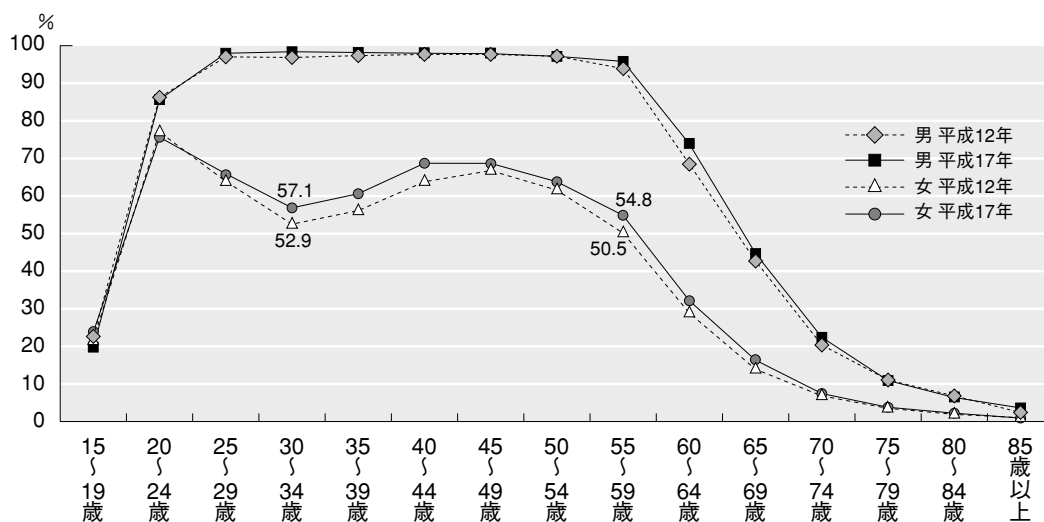
しかしながら、女性の場合、パートタイムや派遣などの雇用形態が多く、就職状況や賃金格差など依然として厳しい状況にあります。

また、職場環境においてセクシュアル・ハラスメントは、法改正により対象が男女になったものの、被害の多くは女性です。すべての労働者が均等な機会が与えられ働き続けることができるよう就労環境の整備が必要です。

参考図表

7

苫小牧市の年齢階級別労働力率



※企画調整部企画課国勢調査から

男女平等な雇用環境の整備

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

施策の内容	担当部署
(1) 男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。	市民部 経済部
(2) 女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。	市民部 経済部
(3) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメントの防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。	市民部 経済部
(4) 男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。	市民部 経済部
(5) 育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます	市民部 経済部

主な事業

- (1)～(5) リーフレットやガイドブックの設置 …………… (市民部女性政策課、経済部工業労政課)
広報とまこまいやホームページによる法制度の周知 …… (市民部女性政策課、経済部工業労政課)

女性の就業機会の拡大

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。	市民部 経済部
(2) 再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・*SOHOなどの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。	市民部 経済部

*SOHO

スモールオフィス・ホームオフィスの略。パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さな事務所や自宅などで事業を行うことをいいます。

主な事業

- (1) 再就職準備セミナーの実施 …………… (市民部女性政策課)
 (2) 関係機関と連携した情報収集 …………… (市民部女性政策課)

多様な働き方における労働環境の整備

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部署
(1) パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。	市民部 経済部
(2) 農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画促進を図ります。	市民部 経済部

主な事業

- (1) 労働基本調査の実施 …………… (経済部工業労政課)
 (2) 関係団体との協力による参画促進の啓発 …………… (市民部女性政策課)

推進の方向 地域社会への男女平等参画の促進

豊かで住み良いまちづくりのため、男女が共に地域に参画していくことが重要です。女性は地域活動の担い手として大きな役割を果たしていますが、主要な役職に就く割合が低い傾向にあります。また、男性は、これまでの仕事中心の意識やライフスタイルから、職場、家庭、地域社会のバランスのとれた生き方への変化が求められています。

地域社会への男女平等参画の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	関係部
(2) 地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。	関係部

主な事業

- (1) ボランティア講座の開催 …………… (スポーツ生涯学習部文化交流センターほか)
 (2) 関係団体の協力による参画促進の啓発 …………… (市民部女性政策課)

防災分野への男女平等参画の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。	市民部 消防本部
(2) 防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。	市民部 消防本部

主な事業

- (1) 地域防災組織の支援 …………… (市民部防災主幹)
 女性消防団員の活動促進 …………… (消防本部)
 (2) 市民防災講座の開催 …………… (市民部防災主幹)
 救命講習会の開催 …………… (消防本部)

男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実 男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。	学校教育部 スポーツ生涯学習部 市民部
(2) 「草の根」国際交流の実現 姉妹・友好都市市民とのホームステイ交流や外国籍市民とのふれあいを通じ、国際理解を深め「草の根」国際交流を推進します。	企画調整部

主な事業

- (1) 生涯学習施設における外国語講座の開催 …………… (市民部、スポーツ生涯学習部施設)
 外国語指導助手の活用 …………… (学校教育部指導室)
 (2) 苫小牧市国際交流ボランティア登録制度の推進 …………… (企画調整部国際交流主幹)
 在苫外国人のとの交流会 …………… (企画調整部国際交流主幹)

基本目標Ⅲ

健康で生き生きと暮らせる環境の整備

推進の方向 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせることが重要です。

男女がお互いに身体の特徴を理解し思いやりをもって生きることは男女平等参画社会の基本です。

女性は特に妊娠・出産など男性と異なる身体機能により健康上の問題を多く抱えるため、正しい性の知識を身につけ、健康の維持・管理を行うことが必要です。

女性が安心して子どもを産むことができる環境整備や、男女がお互いを理解した生涯各期における健康づくりを支援していくことが必要です。

男女の健康の保持・促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	保健福祉部
(2) 生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。	保健福祉部
(3) スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。	スポーツ生涯学習部
(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	保健福祉部
(5) 女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。	保健福祉部

主な事業

- (1)(2) 特定健康診査・特定保健指導、
生活習慣病予防料理ほか健康講座の実施 …………… (保健福祉部国保課)
- (1)(2)(4)(5) 各種がん検診、健康教室の開催、
健康相談、健康講話の実施 …………… (保健福祉部健康管理課)
- (3) 健康づくり、体力づくり等の講座の開催 …………… (スポーツ生涯学習部スポーツ課)

妊娠・出産等に関する健康支援

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。	保健福祉部
(2) 妊婦健診等母子保健事業の充実 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	保健福祉部

主な事業

- (1) 母子手帳交付時の情報提供と指導 …………… (保健福祉部健康管理課)
 (2) 妊婦健康診査の助成、乳幼児健診、検診の事後教室 …………… (保健福祉部健康管理課)

医療体制の充実

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康で暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。	市立病院

主な事業

- 女性にやさしい医療の提供 …………… (市立病院)
 ・ プライバシーに配慮した中待合
 ・ 女性医師・女性技師の採用
 ・ 女性スタッフによるマンモグラフィー、心エコー、心電図などの生理検査の実施

推進の方向 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

少子・高齢化が進展する社会にあって、苫小牧市も例外なく高齢化が進む現状にあります。(参考図表8)

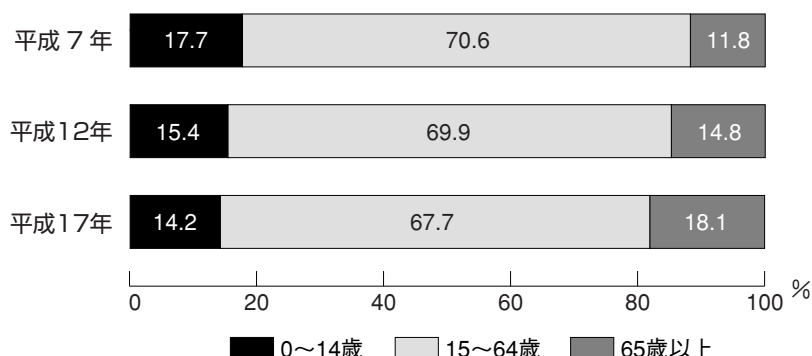
こうした中で、家庭において高齢者や障がい者を介助または介護する人は女性が多く、高齢者等が暮らしやすいまちづくりを進めることは、女性にとっては特に重要であるといえます。

高齢者や障がい者も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるよう社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていかねばなりません。

参考図表

8

苫小牧市の年齢別人口の推移（3区分）



※企画調整部企画課国勢調査から

■高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きたが対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部
(2) 障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実を図ります。	保健福祉部
(3) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。	市民部 保健福祉部 都市建設部

主な事業

- 地域包括支援センターとの連携 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 特定高齢者把握事業 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 通所型介護予防事業「はつらつ教室」 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 訪問型介護予防事業 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 地域介護予防活動支援事業 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 介護予防普及啓発事業 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 在宅老人給食サービス …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 住宅改修費支給 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 寝たきり老人紙おむつ給付 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 家族介護慰労金支給 …… (保健福祉部高齢者支援室介護保険課)
 - 老人福祉センターの移転改築 …… (保健福祉部高齢者支援室老人福祉センター)
 - 老人医療費助成事業 65～69歳までの高齢者医療費助成 …… (保健福祉部医療助成課)
- 自立支援給付 …… (保健福祉部社会福祉課)
 - 地域生活支援事業 …… (保健福祉部社会福祉課)
- コミュニティセンター体育館の高齢者無料利用 …… (市民部地域生活課)
 - 都市公園のバリアフリー化 …… (都市建設部緑地公園課)

高齢者や障がい者の社会参画の促進

《苫小牧市男女平等参画推進条例》

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部署
(1) 高齢者の社会参画支援 高齢者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。	関係部
(2) 高齢者の学習機会の充実 長生大学やスポーツなど積極的に参加できるよう学習機会の充実に努めます。	スポーツ生涯学習部
(3) 障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を発揮し、適性や身体状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。	保健福祉部

主な事業

- (1) (社) 苫小牧市シルバー人材センター補助金 …………… (経済部工業労政課)
- 町内会運営費支援 …………… (市民部地域生活課)
- (2) 長生大学の実施 …………… (スポーツ生涯学習部文化交流センター)
- (3) 就労相談員の配置 …………… (保健福祉部社会福祉課)

Ⅲ 総合的な推進

庁内における推進体制

男女平等参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、基本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織として設置した「苫小牧市まちづくり推進会議」男女平等参画推進部会の充実を図ります。

苫小牧市男女平等参画審議会

苫小牧市男女平等参画推進条例に基づき設置した苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴き推進に努めます。

市民・団体等との連携

基本計画の推進にあたっては、市民・団体等の理解と協力を得て、連携を図りながら取り組みます。

国・道との連携

国や道と関連する施策については、国や道と連携・協力しながら推進に努めます。

国際社会の取り組みへの配慮

男女平等参画の推進は、国際的な取り組みと連動しているため、基本計画に関連する国際的動向の情報の把握に努めます。

計画の推進管理

計画に基づく施策の実施状況の年次報告書を作成し、公表します。
また、必要なときは、計画期間中に見直しを図ります。

參考資料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)

日本の批准・発効 1985年(昭和60年)

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分

担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報

の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監

視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

苫小牧市男女平等参画推進条例

平成18年12月21日
条例第41号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第8条—第18条）

第3章 苫小牧市男女平等参画審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

誰もが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組が国際社会と連動しながら着実に進められてきた。また、苫小牧市においても、これまでに女性の自立や地位向上を図るための市民活動が活発に行われ、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策が展開されてきた。

しかし、社会全体において、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分ではなく、性別による固定的な役割分担や社会の慣習上での男女の不平等な対応が依然として根強く残っている。一方、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化している。

私たちのまち苫小牧市がさらに活力あふれる未来へとつながるためには、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、私たちは、男女平等参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女平等参画に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）
- (3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為

- 2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じるものとする。

(教育及び学習の振興)

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(審議会等における男女平等参画の推進)

第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年、男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

- 3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 苫小牧市男女平等参画審議会

第19条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑 則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）策定の経緯

年 月	内 容
平成18年12月	苫小牧市男女平等参画推進条例制定 第8条に基本計画の策定を規定 第17条に施策の実施状況の年次報告を規定
平成19年2月	男女平等参画に関する市民意識調査を実施
平成19年4月	苫小牧市男女平等参画審議会設置
平成19年9月	平成19年度第1回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成20年3月	平成19年度第2回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成20年7月	平成20年度第1回苫小牧市男女平等参画審議会開催
	「苫小牧市まちづくり推進会議」男女平等参画推進部会開催
平成20年9月	苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）案のパブリックコメントを実施
平成20年10月	平成20年度第2回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成21年1月	「苫小牧市まちづくり推進会議」男女平等参画推進部会開催
	苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）策定 「苫小牧市まちづくり推進会議」へ報告

苫小牧市男女平等参画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 業・所属団体等	備 考
荒 木 孝 幸	苫小牧市ボランティア連絡協議会	
石 川 進	公募	
石 橋 弘 子	ウィメンズ・サポート“結”	
大 野 英 士	苫小牧商工会議所	
大 森 美智子	人権擁護委員	
小笠原 弘	苫小牧市女性保護の会	会長
小 山 恵 子	公募	
富 樫 芳 枝	小学校校長	
藤 枝 ひで子	苫小牧男女平等参画推進協議会	副会長
猪 股 純 子	公募	任期：平成20年5月1日 ～平成21年3月31日

※任期平成19年4月1日～平成21年3月31日

男女平等参画行政関係年表

年	世界(国連)	日 本	北 海 道	苫 小 牧 市
1968年 (昭和43年)				●働く婦人の家「婦人ホーム」開館(福祉事務所所管)
1969年 (昭和44年)			●「総務部青少年対策事務局」を「総務部青少年婦人対策事務局」に改組(婦人係を新設) ●北海道婦人問題研究懇話会設置	
1972年 (昭和47年)	●1975年を国際婦人年とすることを宣言			●「婦人週間記念講演会」開催(平成12年まで継続)
1975年 (昭和50年)	●国際婦人年世界会議(於メキシコシティ)開催 ●「世界行動計画」採択	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進会議設置 ●婦人問題担当室設置		
1976年 (昭和51年)	●「国連婦人の10年」(‘76～‘85)スタート	●育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) ●民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		●国内行動計画策定		
1978年 (昭和53年)			●北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54年)	●女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55年)	●「国連婦人の10年」中間年世界会議(於コペンハーゲン)開催			●婦人ホームを教育委員会へ所管替え
1981年 (昭和56年)	●女子差別撤廃条約発効	●民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分の引き上げ)	●北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会、平成9年北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称)	
1984年 (昭和59年)			●生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局設置 ●北海道婦人行動計画後期推進方策策定	
1985年 (昭和60年)	●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(於ナイロビ)開催	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(国籍の父母両系主義等)	●北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)

年	世界(国連)	日 本	北 海 道	苫 小 牧 市
1985年 (昭和60年)	●西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	●男女雇用機会均等法成立 ●女子差別撤廃条約批准		
1986年 (昭和61年)		●男女雇用機会均等法施行		●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)
1987年 (昭和62年)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●「北海道女性の自立プラン」策定	●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)
1988年 (昭和63年)			●生活福祉部に青少年婦人室設置	●女性フォーラム(現社会参画フォーラム)開催(継続事業)
1990年 (平成2年)	●ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択			●「苫小牧女性の意識調査」実施
1991年 (平成3年)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ●育児休業法成立	●北海道立女性プラザ開設	●女性行政を社会教育課から婦人ホームへ所管替え ●「苫小牧市女性活動計画」策定
1992年 (平成4年)		●育児休業法施行 ●婦人問題担当大臣任命		
1993年 (平成5年)		●中学校での家庭科の男女必修実施 ●パートタイム労働法成立・施行	●青少年婦人室を青少年女性室に改称	
1994年 (平成6年)		●高等学校での家庭科の男女必修実施 ●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画推進本部設置		●婦人ホームを閉館し、女性センターを開館
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議(於北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	●育児休業法改正・施行(介護休業制度の法制化)	●青少年女性室を女性室に改組 ●北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ●北海道男女共同参画推進本部設置	
1996年 (平成8年)		●男女共同参画2000年プラン策定		
1997年 (平成9年)		●男女雇用機会均等法改正	●北海道男女共同参画プラン策定	
1998年 (平成10年)				●女性議会開催(苫小牧男女共同参画プラン推進協議会主催)

年	世界(国連)	日 本	北 海 道	苫 小 牧 市
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正男女雇用機会均等法施行 ●男女共同参画社会基本法施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●「市民のライフスタイルに関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会女性2000年会議((於ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●市民部女性政策課を新設し女性センターを市民部へ所管替え ●苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会設置
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道男女平等参画推進条例施行 ●女性室を男女平等参画推進室に改組 ●北海道男女平等参画審議会設置 ●北海道男女平等参画苦情処理委員設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会「プラン策定にあたって」を答申 ●「とまこまい男女共同参画プラン21」策定 ●庁内組織「まちづくり推進会議男女共同参画推進部会」設置
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道男女平等参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●苫小牧市男女共同参画情報誌発刊(現苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」継続事業)
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法改正・施行 ●育児介護休業法改正 		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正育児介護休業法施行 ●男女共同参画基本計画(第2次)策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会設置 ●苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会「苫小牧市男女共同参画推進条例(仮称)制定に向けた提言」を答申
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 ●男女平等参画推進室を生活局参事に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ●苫小牧市男女平等参画推進条例成立・公布
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正男女雇用機会均等法施行 ●配偶者暴力防止法改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女平等参画に関する市民意識調査」実施 ●苫小牧市男女平等参画推進条例施行 ●苫小牧市男女平等参画審議会設置
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正配偶者暴力防止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次北海道男女平等参画基本計画策定 	
2009年 (平成21年)				<ul style="list-style-type: none"> ●苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)策定

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)

平成21年1月

発行：苫小牧市

編集：苫小牧市市民部女性政策課

〒053-0021

苫小牧市若草町3丁目3番8号

TEL(0144)32-3544・FAX(0144)37-2223

Eメール josei@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>